令和7年度三重県外国人介護人材情報発信事業 インドネシア現地機関情報発信事業者募集要領

1 事業目的

本県では、介護・看護分野への外国人材の受入を促進するとともに、インドネシアの保健医療人材の人材育成や相互の教育機関の間で連携を図ることを目的として、インドネシア保健省との間で、令和6年7月に覚書を締結した。

覚書締結を受けて、インドネシアとの連携強化を図り、外国人介護人材の確保に向けて、本県訪問団が令和7年5月にインドネシア保健省を訪問し、県内介護施設等での就労をPRする現地セミナーを開催する他、現地の教育機関や送出機関を訪問し、県内での就労の魅力を情報発信する。

介護の仕事や県内介護施設で働く魅力等をPRするにあたっては、介護業界や介護施設等の現場の立場から情報発信を行った方が効果的であることから、本県訪問団に参画して情報発信を行う県内介護団体を募集する。また、選定された参加団体が実施する海外の送出機関や教育機関等への情報発信に要する経費の一部に対して補助金を交付することにより、当該活動を支援するものとする。

【インドネシア訪問事業】

①概要

インドネシアとの連携強化を図り、外国人介護人材の確保に向けて、本県訪問団が令和7年5月にインドネシア保健省を訪問し、県内介護施設等での就労を情報発信する現地セミナーを開催する他、現地の教育機関や送出機関を訪問する。

②日時

月日	時間帯	活動内容
5月5日(月)	~21:00	成田空港発、移動、ジャカルタ泊
5月6日(火)	9:00~17:00	インドネシア保健省の訪問・意見交換会 介護人材現地セミナー
5月7日(水)	9:00~17:00	現地機関の訪問・意見交換会 (又は5月8日)
5月8日(木)	9:00~17:00	現地機関の訪問・意見交換会 (又は5月7日)
5月9日(金)	9:00~17:00	移動、成田空港着

※現時点での案であり、変更の可能性がある。(日時は、それぞれの現地時間とする。)

③活動の概要(予定)

- ○介護人材現地セミナー
 - ・実施日時

令和7年5月6日(火)2時間程度実施(午後の予定)

・場所

インドネシア保健省の周辺施設(ジャカルタ市内)

・内容

<第一部:三重県の紹介>

三重県からインドネシア保健省幹部や大学関係者等に対して、三重県の魅力をPRする。(1時間程度)

<第二部:三重県の介護施設等の紹介>

三重県内の介護団体から学生等に対して、三重県の介護施設等における就労の魅力を学生等にPRする。(1時間程度)

○現地機関の訪問・意見交換会

・実施日時

令和7年5月7日(水)又は令和7年5月8日(木)のいずれか1日程度

• 場所

ジャカルタ市内(又は周辺市)の日本語学校や介護関係の送出機関 (日本語学校1か所程度、送出機関1か所程度)

各箇所1~2時間程度

・内容

三重県の介護施設等における就労の魅力をPRするため、日本語学校や介護 関係の送出機関を訪問する。

2 参加団体の募集

(1) 募集内容

インドネシアとの連携強化を図り、外国人介護人材の確保に向けて、本県訪問団が令和7年5月にインドネシア保健省等を訪問する。本県訪問団に参画して、現地セミナーや現地の教育機関・送出機関において、介護の仕事や県内介護施設で働く魅力、県内での生活等の情報発信を行う県内介護関係団体を募集する。

また、選定された介護団体が実施する海外の送出機関や教育機関等への情報発信に要する経費の一部に対して補助金を交付する。

(2) 募集する団体数

2団体程度

(3) 参加団体の要件

下記の①~⑤の全ての要件を満たすこと。

- ① 令和7年5月に訪問する本県のインドネシア訪問団に参画して、現地セミナーや現地の教育機関・送出機関において、介護の仕事や県内介護施設で働く魅力、県内での生活等の情報発信を行うこと。現地での情報発信活動に、複数名が参加できること。
- ② 現地訪問の際に参加団体が説明する資料について参加団体自身が原案を作成するとともに、県から修正等の指示があった場合に速やかに対応すること。
- ③ 三重県内に所在する法人(2者以上で構成)であること。ただし、権利能力なき社団や財団又は人格なき社団や財団等が参加する場合は、会員名簿や組織の規約が明らかであること。
- ④ 県内介護業界全体の利益に繋がるように活動すること。
- ⑤ 本事業は地域医療介護総合確保基金の「外国人留学生及び1号特定技能外国人のマッチング支援事業」に基づき実施するため、介護分野の外国人留学生又は特定技能外国人について情報発信する能力を有すること。

(4) 事業実施計画書の作成

本県訪問団に参画して情報発信を希望する場合は、現地セミナーや現地の教育機関・送出機関において情報発信を行う実施体制・情報発信の方法等を具体的に記載した「事業実施計画書」を作成すること。(事業実施計画書の提出方法・募集期間は、後述(7)申請書類の提出、(8)募集期間を参照。)

- ①団体の概要(組織概要、団体の事業活動、取組実績等)
- ②外国人介護人材の就労に関する情報提供活動・受入れ支援等の実績
- ③本事業の実施体制
- ④本事業で情報発信する内容
- ⑤本事業実施により県内介護施設に期待される効果
- ⑥インドネシアとの関係性等
- ※「④本事業で情報発信する内容」については、できる限り具体的に記載すること。既に外国介護人材の受入れを促進する取組や情報発信の取組を実施しており、資料やコンテンツ(動画)等を作成済みの場合は、添付すること。

(5) 選考基準

下表の審査基準に基づき、事業実施計画書を審査し、参加団体を選定する。

審査項目		審査基準
1	適格性	事業の趣旨を十分に理解し、目的達成に向けた具体的な計画となっているか。また、中立性・公平性等が確保されているか。
2	実施体制	事業に関係する社外組織と十分な連携体制がとれ、実現可能な日程や人員を確保するなど、事業を円滑かつ効果的に 実施できる実施体制となっているか。
3	業務遂行 能力	業務の実施に資する知見や専門性、実績を有し、当該業務 を最後まで遂行する能力があると判断できるか。
4	企画性	外国人介護人材確保に資する企画内容であるか。県内介護 施設への効果が期待できる情報発信となっているか。
5	経済性	所要経費及び積算根拠が明確に示されており、合理的な内 容となっているか。

(6) 補助金の交付

本事業のため、県訪問団に参画する団体に対し、三重県外国人介護人材情報発信事業費補助金により、海外の送出機関や教育機関等への情報発信に要する経費の一部を補助する。

予算の範囲内で補助金の交付決定を行うことから、申請額から減額して交付決定を行う場合がある。

① 対象経費:海外現地での情報発信活動及び海外への渡航や滞在等の経費

② 基準額: -団体あたり100万円

③ 補助率:1/2

(7) 申請書類の提出

本事業による補助金の交付を受けようとする場合、補助金交付要領第6条に定める申請書(第1号様式)を作成し、次に掲げる書類を添付して提出すること。

【添付書類】

- ○補助金所要額調書(別紙1)
- ○事業実施計画書(別紙2)
- ○役員名簿(別紙3)
- ○歳入歳出予算書抄本(別紙4)
- ○その他参考となる資料
 - ・事業実施計画書の記載内容を補足する資料

(8) 募集期間

令和7年2月27日(木)~令和7年3月12日(水)※必着

(9) 留意事項

- ○業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、募集要領に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。
- ○本県訪問団のスケジュール、航空便・宿泊施設等の情報については、確定した ものから順次、参加団体に情報提供を行う。なお、参加団体自身のインドネシ アへ渡航に係る航空券の手配、宿泊施設の予約については、各自で行うこと。
- ○現地セミナー、現地機関の訪問・意見交換会の運営については、県が委託する 事業者が行うものとする。
- ○参加団体が作成した資料のインドネシア語への翻訳作業は、県が委託する事業者が行う。また、現地での情報発信活動に係る通訳の手配についても、県が委託する事業者が行う。
- ○補助金交付要領、申請書類様式等については、以下の県ホームページに掲載している。申請前に、これらの書類について必ず確認すること。

https://www.pref.mie.lg.jp/FUKUSHI/HP/000228801_000020001.htm

- ○本事業の補助対象期間は令和7年4月1日から令和7年9月30日までとしている。経費の支払い(精算)については必ず補助対象期間中に行うこと。
 - ※事業の準備(見積りの取得、航空券の仮予約)については、補助対象期間外に事前に着手いただいても構わないが、補助対象期間外に支払った経費は補助対象外となることに留意すること。
- ○本補助金に係る関係書類(帳簿や証拠書類等)は、事業完了後の翌年度から5年間保管していただく必要があります。

(10) 申請書類提出先・問い合わせ先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県医療保健部 長寿介護課 居宅サービス・介護人材班

Tel 059-224-2262

fax 059-224-2919

Email chojus@pref.mie.lg.jp